

# 中央区基本構想審議会安心部会 現況と課題（素案）

## 1 すべての人々が健康であるために

### (1) 現況と課題

国では、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣および社会環境の改善を通じて、総合的に健康増進を推進するため、「健康日本21（第二次）」において、子どもから高齢者まですべての国民がライフステージに応じて、心身ともに健康に生活できる社会の実現を目指した基本的方針を示しています。

本区では、30歳代、40歳代を中心とした子育て世帯が増加しています。このため、妊娠期から幼児期までのきめ細かで一貫した母子の健康支援対策のもと、出産・育児に対する不安が軽減され、安心して子育てができる環境の充実が求められています。

一方で、高齢者についても、元気で質の高い生活が維持できるよう、早期に健康づくりに参加できる機会の提供や身近なところで継続して健康づくりに取り組める環境を整備していく必要があります。

また、全国的な傾向と同様、本区においても主要な死亡原因では、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占めています。このため、子どもの頃から正しい生活習慣を身につけ、高齢になっても健康でいられるよう、生涯を通じた健康づくりが重要となっています。

食育の推進などを通じて、栄養の偏り、不規則な食事の改善や継続的な口腔管理が肥満や生活習慣病の予防につながることを広く区民に周知する取組が求められています。

加えて、区民の6割以上がストレスを感じており、区民の自殺者が毎年25人程度で推移していることから、こころの病気の予防法の普及・啓発やこころの不調を早期に発見して、早期に治療に導くための環境づくりが求められています。

また、本区は、銀座・日本橋・築地など日本を代表するにぎわいのまちであり食文化の拠点でもあります。このため、こうした区の特性を踏まえて生活衛生の向上や感染症対策に取り組みながら、健康危機管理体制の強化を図る必要があります。

さらに、区民の命と健康を守るためには、必要な医療を、誰もが、いつでも、適切に受けることができる体制が不可欠です。このため、かかりつけ医、歯科医、薬局の普及、在宅医療や緊急時の対応など身近な地域での医療環境の整備に向けた一層の取組が求められています。

### (2) 施策の方向性

#### ① ライフステージに応じた健康づくり

##### (ア) 母と子の健康の確保・増進

〈現在の主な取組〉

妊婦健康診査、新生児全戸訪問、パパママ（両親）学級

(イ) 若年期からの生涯を通じた健康づくり

〈現在の主な取組〉

若年者健康診査、がん検診、歯科健康診査、こころの健康相談

(ウ) ライフステージに応じた食育の推進

② 健康危機管理対策の推進

(ア) 感染症対策

〈現在の主な取組〉

新型インフルエンザ等感染症対策、予防接種スケジュールシステム

(イ) 生活衛生の向上

〈現在の主な取組〉

環境衛生関係施設・食品衛生関係施設への監視指導、ねずみ・衛生害虫の防除

(ウ) 安全・安心な医療の確保

〈現在の主な取組〉

診療所等への監視指導、医療相談の実施、医療安全講習会、災害時の医療救護体制の充実

## 2 誰もがいきいきと暮らしていくために

### (1) 現況と課題

本区では、30歳代、40歳代を中心とした子育て世帯が増加しており、乳幼児人口も平成30（2018）年には1万人を超えると推計されています。加えて、保育ニーズの高まりや子ども・子育て支援に関するニーズの多様化が見られます。このため、待機児童の解消をはじめとしたさまざまな課題に適時・適切に対応していくことが求められています。

また、人口の増加に加え、制度改正に伴って障害者の範囲に難病や発達障害が加わることなどにより、障害者福祉サービスの受給対象者は増加傾向にあります。このため、今まで以上に、障害特性を踏まえ、一人ひとりのニーズに応じたライフステージを通じた支援が可能となるよう基盤整備と支援体制の充実に取り組む必要があります。

さらに、団塊の世代（1947年から1949年生まれ）のすべてが75歳以上となる平成37

(2025)年には、本区の高齢者人口は現在より4千人以上増加し、その多くが後期高齢者と予測されます。高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる社会を実現するためには、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっています。

一方で、従来、公的な福祉サービスは、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉など分野ごとに発展し、質・量ともに充実が図られてきました。しかし、地域に暮らす人々の生活課題が多様化・複雑化する中、分野をまたがる複合的な課題や制度の谷間にある課題が生じてきており、従来の公的な福祉サービスを充実・整備するだけでは対応できなくなっています。このため、区民一人ひとりが受け手、担い手となった住民相互の助け合いが必要であり、さらには福祉関係事業者・団体等と連携した地域福祉の充実に取り組んでいく（ソーシャル・インクルージョン）必要があります。

## (2) 施策の方向性

### ① 子どもが健やかに育つ地域づくり

#### (ア) 子どもの健やかな育ちの支援

〈現在の主な取組〉

児童クラブ・プレディ等児童の放課後対策の充実、教育・保育の一体的提供、子ども発達支援センターの整備

#### (イ) 子育て支援

〈現在の主な取組〉

保育施設整備、一時預かり保育、病児・病後児保育、あかちゃん天国、こどもの医療費助成

#### (ウ) 地域の中での子育て力の強化

〈現在の主な取組〉

ファミリー・サポート・センター事業、子どもと子育て家庭の総合相談

### ② 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり

#### (ア) 個のニーズに基づくサービスの提供

〈現在の主な取組〉

基幹相談支援センターを核とした相談体制の充実、子ども発達支援センターの整備

#### (イ) 地域生活を支える環境づくり

〈現在の主な取組〉

障害者グループホームの充実、成人支援機能の拡充、障害者就労支援の強化

(ウ) 地域理解と交流の促進

〈現在の主な取組〉

健康福祉まつりの開催、モザイク平板の作成、中央区版ヘルプカードの配布

③ 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり

(ア) 社会参加と生きがいづくり

〈現在の主な取組〉

いきいき館（敬労館）における各種講座の充実、高齢者クラブの育成、シルバーワーク中央・シルバー人材センターによる就労支援の充実、孤立防止・生きがい推進懇談会における検討

(イ) 健康づくり（介護予防）の推進

〈現在の主な取組〉

健康づくりの普及啓発、健康づくり教室・講座の開催、さわやか体操リーダーの育成・活用

(ウ) 住み慣れた地域で生活を継続できるサービスの提供

〈現在の主な取組〉

地域密着型サービスの整備、おとしより相談センターでの総合相談、在宅療養の推進

(エ) 互いに支え合うしくみづくり

〈現在の主な取組〉

高齢者あんしんネット、通いの場事業の実施、地域見守り団体への支援、災害時地域たすけあい名簿を用いた支援体制づくり

### 3 互いに尊重しあって生きていくために

(1) 現況と課題

本区では、高齢者の増加に伴い、権利擁護を必要とする区民の増加が予想されます。このため、認知症高齢者や判断能力が十分ではない方の権利を守り、地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護のしくみの充実と利用促進の取組が求められています。

また、人権や人命に係る重大問題として、高齢者や障害のある方、子ども、配偶者等への虐待や暴力があります。このため、地域全体の虐待防止に関する意識を高め、早期発見・早期対応に努めるとともに、被害者一人ひとりに応じたきめ細かな支援が

必要です。

加えて、近年の社会経済環境の変化に伴い、本区では生活保護受給者が増加しており、同時に稼働年齢層の方の割合が高くなる傾向があります。このため、従来の就労支援に加え、通常の支援では就労が困難な方に対しては多面的で柔軟な支援が必要です。同時に、生活保護に至る前の生活困窮者についても、個々の状況に応じた相談体制や支援策の充実が課題となっています。

さらに、子育て世代や高齢者、障害のある方などが、安全・安心かつ快適に暮らしていくためには、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりが必要です。道路や設備・施設のハード面のバリアフリー化と同時に、区民一人ひとりがさまざまな社会的障壁に苦しむ人々を思いやり、積極的な支援に自発的に取り組む「心のバリアフリー」の視点も欠かせません。

このような状況の中、平成28(2016)年4月には、「障害者差別解消法」が施行され、今後、「共生社会」実現に向けた全国的な機運の高まりが想定されます。

本区においても、全ての区民が心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、一人ひとりが個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などの多様性を認め合う「共生社会」の実現に向けた積極的な取組が求められています。

さらに、人口とともに増加している犬や猫などのペットに関しても、「人と動物の調和のとれた共生社会」の観点から、動物愛護の普及啓発を通じて、飼い主等に対して適正飼養、マナーの向上等を促していく必要があります。

一方で、本区では、30歳代、40歳代の働き盛り・子育て世帯の増加が目覚ましく、共働き世帯も増えています。これは、男女雇用機会均等法などの規定が整備されたことや、男女の意識改革が進み、家庭の中での役割分担が見直されていることも要因の一つとして挙げられます。

しかし、依然として性別による役割の強制・偏重が家庭や地域、職場等で見受けられるなど、意識改革や労働環境整備が未だ十分とはいえない状況にあります。

こうしたことから、男女が、育児・養育、家族の介護等全ての家庭生活において責任を分かち合うとともに、仕事、地域活動等全ての社会活動において対等な立場で参画することが一層求められています。

## (2) 施策の方向性

### ① すべての人の尊厳が守られ、自立した生活が送れるまちづくり

#### (7) 権利擁護・虐待防止

〈現在の主な取組〉

虐待防止体制の充実、成年後見制度の普及・啓発

(イ) 生活困窮者の自立支援

〈現在の主な取組〉

家計相談支援事業等による生活困窮者の自立に向けた相談支援体制の充実

(ウ) ユニバーサルデザインのまちづくり

〈現在の主な取組〉

区施設の先導的な整備の推進、鉄道駅エレベーター設置費補助

② 共生社会の推進

(ア) 障害者理解と共生

〈現在の主な取組〉

障害者差別解消の推進

(イ) 動物愛護

〈現在の主な取組〉

ペットの適正飼養の啓発、飼い主のいない猫対策、ペットの防災対策

③ 男女ともに仕事と生活を両立し活躍できる社会の構築

(ア) 男女ともに仕事と生活を両立し活躍できる社会の構築

〈現在の主な取組〉

ワーク・ライフ・バランス講演会の開催、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定、男性の家事・育児・介護への参画を支援するための講座の実施